

# 国際刑事裁判所ローマ規程

- 国際刑事裁判所（ICC）とは、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪（①集団殺害犯罪、②人道に対する犯罪、③戦争犯罪、④侵略犯罪（未定義））を犯した個人を国際法に基づき訴追し、処罰するための常設の国際刑事法廷。
- ICC規程は、①ICCが管轄権を行使し得る犯罪及び管轄権の行使の手續と②ICCに対する締約国の様々な協力の義務を定めている。
- 被疑者の捜査・訴追は各国が行うのが基本。各締約国にその能力や意思がない場合にはじめてICCが捜査・訴追し、各締約国がこれに協力する。＝「補完性の原則」
- 2002年7月1日に発効。2006年12月現在の締約国は104か国（署名国は139か国。アジア、中東の締約国が少ない。米国、中国、インド、ロシア等は未締結。）裁判所の所在地はオランダのハーグ。
- ICCは本格的な活動を開始しつつあり、現在3つの事態（ウガンダ、コンゴ（民）、スーダン・ダルフル）について捜査を行っており、コンゴ（民）の事態に関しては初の裁判手續が開始されている。また、中央アフリカの事案についても付託されている。

